

保育料・延長保育料・休日保育料



この画像は生成AIで作成しています。

軽井沢町教育委員会 こども教育課児童係
〒389-0111 軽井沢町大字長倉2353-1

TEL : 0267-45-8672
✉ jjido@town.karuizawa.nagano.jp

①注意事項

- 保育料は、児童の同一世帯、同一生計の父母の町県民税額によって7つの階層に分かれています。
- 保育園の保育料は公立私立問わず、町が定めた額を町が徴収いたします。小規模保育所は、町が定めた額を保育所で徴収します。私立保育園の給食費は、私立保育園の定めた額を園が徴収します。
- 保育料は【前期分】令和9年4月分～8月分 令和8年度町県民税所得割額
【後期分】令和9年9月分～令和10年3月分 令和9年度町県民税所得割額 で算定します。
- 対象年度の税申告がされていない場合は、上限額（第7階層）での算定となりますので、確実に申告いただきますようお願いいたします。（所得がなくても申告する必要があります）
- 特定教育・保育無償化に伴い、3歳児から5歳児クラス（0～2歳児クラスは非課税世帯が無償）は保育無償となりますが、給食費（公立副食費4,300円＋主食費1,000円、私立は各園の定めた額）を納入頂きます。
- 保育園に入園している児童がその世帯で第2子に該当する場合は保育料の半額、第3子以降は保育料全額の減免をします。
- 父母以外の方（祖父母・兄弟・姉妹等）が住民税の算定上及び健康保険において児童を扶養している場合はその方の所得割を合算して算定します。
- 保育料を3か月以上滞納した場合は、督促、退園処分とすることになります。また、保育料町県民税等の滞納がある方は、次年度以降の入園申込が受け付けられないことがあります。

②納入方法

- 保育園の保育料（0歳児から2歳児）は公立・私立ともに、町が算定した額を町が徴収します。
（保育料には給食費が含まれています）
- 小規模保育施設の保育料は、町が算定した額を直接施設へお支払いいただきます。
- 給食費（3歳から5歳児）○公立保育園 5,300円（副食費4,300円、主食費1,000円）を町が徴収します。
○私立保育園 施設ごとに設定した額を、各施設へお支払いいただきます。
- 口座振替及び納付書による直接納付の2通りから選択いただきます。口座振替は、八十二長野銀行、長野県信用組合、上田信用金庫、佐久浅間農業協同組合、ゆうちょ銀行で行えます。
- 各月の納期に納付が確認できないときは、園長が代わって集金いたしますので、予めご了承ください。

令和9年度保育料納入予定日（町徴収分）					
保育料	納期	保育料	納期	保育料	納期
4月分	4月30日	8月分	8月31日	12月分	1月4日
5月分	5月31日	9月分	9月30日	1月分	1月31日
6月分	6月30日	10月分	11月1日	2月分	2月29日
7月分	8月2日	11月分	11月30日	3月分	3月31日

③【保育標準時間（11時間保育）利用者】（支給認定2・3号利用者）

在籍措置児童の属する世帯の階層区分					町の基準額		
区分	定 義				3歳未満	3歳以上	
第1	生活保護世帯				0	0	
第2	町民税非課税世帯				0	0	
第3	第1階層を除き、住民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯以外	第1子	13,700	0	
				第2子	6,850	0	
			ひとり親世帯	第1子	6,350	0	
				第2子	0	0	
ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第3子以降	0	0			
●ひとり親世帯 48,600円以上77,101円未満 ●ひとり親世帯以外の世帯 48,600円以上57,700円未満		ひとり親世帯以外	第1子	21,000	0		
			第2子	10,500	0		
		ひとり親世帯	第1子	9,000	0		
			第2子	0	0		
ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第3子以降	0	0			
●ひとり親世帯 77,101円以上97,000円未満 ●ひとり親世帯以外の世帯 57,700円以上97,000円未満		ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第1子	21,000	5,300	
				第2子	10,500	5,300	
				第3子以降	0	0	
		第5	所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第1子	31,200
第2子						15,600	5,300
第3子以降						0	0
第6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第1子	42,700	5,300	
				第2子	21,350	5,300	
				第3子以降	0	0	
第7	所得割課税額 301,000円以上	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第1子	56,000	5,300	
				第2子	28,000	5,300	
				第3子以降	0	0	

④【保育短時間（8時間保育）利用者】（支給認定2・3号利用者）

在籍措置児童の属する世帯の階層区分					町の基準額	
区分	定 義				3歳未満	3歳以上
第1	生活保護世帯				0	0
第2	町民税非課税世帯				0	0
第3	第1階層を除き、住民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯以外	第1子	11,500	0
				第2子	5,750	0
			ひとり親世帯	第1子	5,250	0
				第2子	0	0
ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第3子以降	0	0		
		●ひとり親世帯 48,600円以上77,101円未満 ●ひとり親世帯以外の世帯 48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯以外	第1子	17,700	0
				第2子	8,850	0
			ひとり親世帯	第1子	7,500	0
第2子				0	0	
ひとり親世帯以外及びひとり親世帯		第3子以降	0	0		
		●ひとり親世帯 77,101円以上97,000円未満 ●ひとり親世帯以外の世帯 57,700円以上97,000円未満	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯	第1子	17,700	5,300
				第2子	8,850	5,300
	第3子以降			0	0	
第5	所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		ひとり親世帯以外及びひとり親世帯	第1子	26,300	5,300
		第2子		13,150	5,300	
		第3子以降		0	0	
第6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯	第1子	36,000	5,300	
			第2子	18,000	5,300	
			第3子以降	0	0	
第7	所得割課税額 301,000円以上	ひとり親世帯以外及びひとり親世帯	第1子	47,200	5,300	
			第2子	23,600	5,300	
			第3子以降	0	0	

⑤延長保育料・休日保育料（公立保育園）

- 記載されている年齢は利用年度の4月2日現在の年齢を適用します
- 延長保育は、月に10日以上利用すると月額料金となります。
- 休日保育の利用時間は1回当たりの時間となります。
- 私立保育園利用者も、休日保育は中保育園での実施となります。

種類	区 分			月 額（円）		日 額（円）		
				3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
延長 保 育	月～土	午前	7：30～8：30	2,000	1,400	200	140	
			8：00～8：30	1,000	700	100	70	
	月～金	午後	16：30～17：00	1,000	700	100	70	
			16：30～17：30	2,000	1,400	200	140	
			16：30～18：00	3,000	2,100	300	210	
			16：30～18：30	4,000	2,800	400	280	
			16：30～19：00	5,000	3,500	500	350	
			18：30～19：00	1,000	700	100	70	
	土		12：30～13：00			100	70	
			12：30～13：30			200	140	
			12：30～14：00			300	210	
			12：30～18：00			500	350	
休日 保育	4時間以内					1,200	800	
	4時間以上8時間以内					2,400	1,600	

⑥延長保育料（私立保育園等）

- 記載されている年齢は利用年度の4月2日現在の年齢を適用します
- 詳しくは各施設へお問合せ下さい。

対象者	区 分			ポピンズナーサリースクール軽井沢風越				おおきくなあれ保育園かるいざわ		きらここキッズ 軽井沢
				月 額 （円）		日 額 （円）		日 額 （円）		日 額 （円）
				3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満
短時間利用者	月 ゝ 金	午前	7：30～8：30	2,000	1,400	200	140	30分 毎 100		
			8：00～8：30	1,000	700	100	70		30分 毎 500	
		午後	16：30～17：00	1,000	700	100	70		30分 毎 500	
			16：30～17：30	2,000	1,400	200	140			
			16：30～18：00	3,000	2,100	300	210			
			16：30～18：30	4,000	2,800	400	280			
			16：30～19：00	5,000	3,500	500	350			
			18：30～19：00	1,000	700	100	70			
			18：30～19：30	2,000	1,400	100	70			
利用者時間標準										
共通	土	午前	7：30～8：30	2,000	1,400	200	140	30分 毎 100		
			8：00～8：30	1,000	700	100	70			
		午後	12：30～13：00			100	70			
			12：30～13：30			200	140			
			12：30～14：00			300	210			
			12：30～18：00			500	350			